

令和2年4月10日

保護者 様

小松島市教育委員会

「臨時預かり」の実施について（通知）

「緊急事態宣言」を踏まえた臨時休業に伴い、児童及び保護者の皆様には大変ご不便をおかけしております。

小松島市教育委員会では、学校の臨時休業に伴い、保護者の就労が困難になる家庭や特別な事情がある児童の居場所づくりとして、次の要領で、「臨時預かり」を行います。

つきましては、基本的には自宅待機をお願いしておりますが、学童保育・児童館利用児童以外で、次の対象児童に限り受け入れを行います。

- 1 対象児童 保護者の就労により、日中、家で子どもだけで過ごさなければならない小学校1年～3年の児童及び特別支援学級在籍児童・生徒（小・中学校）
- 2 預かり条件 ①学童保育・児童館を利用していない。
②家に対象児童だけになり、面倒を見る兄姉や家族もいない。
③特別支援学級在籍で家に対象児童だけになり、面倒を見る兄姉や家族もいない。
④やむを得ない理由で児童だけで留守番が困難。
- 3 開始期日 4月14日（火）～5月1日（金）の平日
- 4 時間帯 各校の登校時間から12時まで
※電話対応は7時30分～8時
- 5 持参物 自習ができるドリル等（各家庭で準備する）、筆記用具、水筒、マスク、上ぐつ、手洗い用（タオル・ハチ）
○ゲーム、マンガ等、学習に必要なものは持ち込みを禁止します。
- 6 申し込み 申込書を学校で配布いたします。最初の利用日に提出してください。
- 7 緊急連絡 急な連絡を学校からすることも考えられます。申込書に記載する緊急連絡先にいつでも連絡がつくようご注意ください。
- 8 注意事項
 - ・咳や微熱など風邪の症状がある場合はご遠慮ください。
 - ・登校前の検温をお願いします。
 - ・感染拡大予防の観点から、受け入れ中止、時間短縮等の措置をとる場合があります。予めご了承ください。
 - ・登下校時の安全確保はご家庭の責任においてお願いします。ご心配な場合は、保護者の送迎をお願いします。